

想定される質問

◆特別徴収

Q. 妻と子ども2人を扶養している場合、どのように給与から定額減税されますか？

A. 本人1万円+控除対象配偶者1万円+扶養親族2万円(2人)の計4万円が定額減税額となります。

例) 令和6年度分町道民税が10万円の場合
(所得割95,000円、均等割4,000円、森林環境税1,000円)
年税額: 10万円 - 4万円 = 6万円

↓
6万円を11か月で割った税額
(7月は6,000円、以降5,400円)
が給与から天引きされます。

	6月分	7月分	8月分	
給与	250,000	250,000	250,000	}
町道民税	0	6,000	5,400	

6月分からは
徴収されないのね！

◆普通徴収

Q. 農業収入のみで、妻と子ども1人を扶養している場合の定額減税はどうなりますか？

A. 本人1万円+控除対象配偶者1万円+扶養親族1万円の計3万円が定額減税額となります。

例) 令和6年度分町道民税が10万円の場合
(所得割95,000円、均等割4,000円、森林環境税1,000円)

普通徴収の1期目(25,000円)から定額減税され、減税しきれない分は2期目以降順次控除されます。

	1期	2期	3期	4期
町道民税	0 (定額減税残 5,000円)	20,000 (定額減税残 0円)	25,000 (定額減税残 0円)	25,000 (定額減税残 0円)

◆公的年金等の所得に係る特別徴収

Q. 年金収入のみの場合はどうなりますか？(本人と妻の場合)

A. 年金収入のみであっても、町道民税(所得割)が課税されている場合は定額減税の対象となります。

定額減税額は本人1万円+控除対象配偶者1万円の計2万円です。

例) 令和6年度分町道民税が21,000円の場合
(所得割16,000円、均等割4,000円、森林環境税1,000円)

10月支給の年金分から定額減税され、減税しきれない分は12月支給以降の年金から順次控除されます。

	4月	6月	8月	10月	12月	2月
町道民税	1,000	1,000	1,000	0 (定額減税残 14,000円)	0 (定額減税残 8,000円)	2,000 (定額減税残 4,000円)

すでに3,000円を仮徴収

10月支給の年金分から定額減税されます。

※均等割4,000円+森林環境税1,000円は定額減税されません。

◆減税しきれない場合には？

令和6年分所得税額または令和6年度分町道民税所得割額で定額減税しきれない場合、調整給付金が支給されます。

支給の開始は令和6年夏頃からを予定しています。

所得税額で 定額減税 しきれなかった額	+	町道民税額で 定額減税 しきれなかった額	=	調整給付金 (1万円単位で) 切り上げ
---------------------------	---	----------------------------	---	---------------------------

その他

- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除などがある場合、すべての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 所得税の定額減税の詳細は、右の二次元コードから国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご確認ください。



問い合わせ先 財政課 税務グループ